

第 28 回知床五湖登録引率者審査部会 議事概要

日時：平成 30 年 2 月 1 日 (木) 15:00～17:00

場所：知床世界遺産センター レクチャールーム

出席：山本・西田・笠井（環境省）、石井（北海道）、茂木（斜里町）、喜来（知床斜里町観光協会）、桑島（ウトロ自治会）、古坂（自然公園財団）、松田・笠井（登録引率者代表）、寺山・秋葉（知床財団）

欠席：岩山（登録引率者代表）、岡崎（知床ガイド協議会）

概要：

来年度の知床五湖ヒグマ活動期の運用計画、登録引率者の新規養成募集要綱や引率者研修計画、登録試験の実施計画について事務局案が示され、承認された。

来年度の利用適正化実験の実施については、実験協力引率者の要件や、実施要領について議論があり、事務局持ち帰りの上、各意見を反映した確定版を作成し、実施準備に着手することで合意した。

平成 29 年度の知床五湖登録引率者審査部会会計について、監査結果が報告された。

1) 平成 30 年度ヒグマ活動期の運用について（●：意見、✓：まとめ）

資料 1-1. 平成 30 年度のヒグマ活動期の運用について（案）〈環境省／西田〉

資料 1-2. 大ループ（5 月）・小ループ当日受付事業概要〈登録引率者代表／笠井〉

【訂正】

資料 1-2. 22 行・登録引率者売上

誤) 子供@1,500 円

正) 子供@1,250 円

来年度のヒグマ活動期運用計画、当日受付事業計画について、昨年度と同様の要領で運用を行う旨を確認。

来年度の子供システム運用について

- ✓ 来年度のヒグマ活動期のツアー予約は 2/14 より受付開始とする。（茂木）
- ✓ 年度末まで各種システム改修作業を予定している。改修作業は、システムを稼働しながら実施できるものである。（秋葉）

ツアー当日受付参加料の値上げについて

- ✓ 前回審査部会においても議論があった、当日受付のガイドツアー参加料の値上げについては、登録引率者間での協議の結果、来年度は実施せず、据え置きとしたい。今後は、事業の継続性や運営実績の推移を見ながら、運営体制の見直しと併せて値上げの可否を検討したい。また、全登録引率者を対象とした意向投票を実施し、今後のありかたについて意見集約を行った。(笠井)

2) 平成 30 年度登録引率者の新規募集について (●:意見、✓:まとめ)

資料 2. 知床五湖登録引率者の新規養成募集要綱(案) (環境省/西田)

【資料の修正】

資料 2.・1 頁・18 行・募集期間

誤) 平成 30 年 3 月 2 日 (金) から平成 30 年 4 月 16 日 (月) まで

正) 平成 30 年 3 月 1 日 (木) から平成 30 年 3 月 30 日 (金) まで

2 頁・7 行・応募条件②

誤) 過去に 1 年以上の自然ガイド (有償) の実務実績がある者。

正) 過去 1 年以内に 20 回以上の自然ガイド (有償) の実務実績がある者。

3 頁・9 行・受付期間

誤) 平成 30 年 4 月 16 日 (月) まで

正) 平成 30 年 3 月 30 日 (金) まで

来年度の登録引率者新規養成募集要綱について、募集期間や応募条件の変更案を議論。議論結果を反映した要綱を事務局で再整理することとした。また、決定事項については次回のあり方協議会に報告する。

新規養成者の応募条件について

- 年度内に募集受付を終了してしまうと、4 月から入社や着任する希望者が応募し難くなるのではないかと。(松田)
- 応募条件にある「自然ガイドの実務実績」や「自然ガイドに関する相応と認められる資格」については、できるだけ具体的に定め、応募者からの疑義が生じないよう配慮すべき。また、個別の判断が必要になる場合も考えられるため、評価や判断を行う主体を明記すべき。(松田)
- 自然ガイドの実務実績については、履歴書等で確認するしか方法がない。現状の案だと数回の実績でも条件を満たしてしまうので、実施回数等を定めるべき。(西田)
- ✓ 応募条件の審査については、登録引率者審査部会が判断する旨を明記する。またガイドの実務実績については、1 年以内に 20 回以上の条件を明記する。(西田)

3) 平成 30 年度登録引率者の養成研修計画について (●:意見、✓:まとめ)

資料 3-1①. 知床五湖登録引率者新規養成カリキュラム (平成 30 年度実施分) (案)

資料 3-1②. 養成研修日程 (平成 30 年度養成・試験スケジュール) (案)

資料 3-1③. 平成 30 年度知床五湖登録引率者新規養成研修 D 実施要綱 (案)

資料 3-1④. 平成 30 年度知床五湖登録引率者新規養成研修 G 実施要綱 (案)

資料 3-2 平成 30 年度既存の登録引率者研修カリキュラム (案)

資料 3-3 登録試験 (実地試験) 実施要綱 (案)

資料 3-4 登録試験 (実地試験) 評価表 (採点用) (案)

資料 3-5 登録引率者養成・登録・更新フロー (案)

〈環境省／西田〉

【資料の修正】

資料 3-1②・2~3 行・募集受付開始、募集締切

誤) 3 月 2 日 (金) 募集受付開始、4 月 16 日 (日) 募集締切

正) 3 月 1 日 (木) 募集受付開始、3 月 30 日 (金) 募集締切

来年度の新規引率者、既存引率者それぞれの研修カリキュラムの実施計画について議論。集約した意見を事務局で再整理し、研修要綱を確定させることとした。また、結果については次回の協議会にて報告する。

来年度の登録試験実施計画、引率者養成・登録・更新フローについて報告され、原案通り承認された。

研修 G の実施要綱について

- 既存引率者が同行する研修については、養成者の引率技術を底上げできるよう、実施後に既存引率者からのコメントや改善点等を記録できるレポート様式にするべきである。(秋葉)
- 既存引率者 2 名が 1 回研修に同行するより、異なる既存引率者が 1 名ずつ計 2 回同行する方がより効果的でスケジュール調整も容易ではないか。(寺山)
- ✓ 研修 G の植生保護期五湖大ループ自主引率研修 4 回の内、2 回は 1 名ずつ異なる既存引率者の同行を義務付ける研修内容に変更する。(西田)
- 原則は既存引率者の同行とするが、既存引率者を手配できない等の状況が発生する可能性があるため、止むを得ない場合に限り審査部会事務局の同行で代替できる、という文言は残しておくべき。(松田)
- ✓ 頂戴した意見を反映させ、研修要綱を確定させたい。(西田)

4) 平成 30 年度利用適正化計画改定実験の実施計画について (●:意見、✓:まとめ)

資料 4. 平成 30 年度利用適正化実験の実施要領について (案) 〈知床財団／秋葉〉

前回協議会で報告した今年度の利用適正化実験の結果をもとに、来年度の実験の実施要領について提案があり、実験協力引率者のあり方等を中心に議論。

議論結果を反映した要綱を事務局で再整理し、確定後に準備作業に着手することとした。また、決定事項については次回のあり方協議会に報告する。

実験協力引率者の要件について

- 実施要領やガイドラインに反する、もしくは現地管理スタッフの指示に従わない実験ツアーが催行された場合、その時点で実験自体が打ち切りになる、という文言には違和感がある。本来、そういった実験ツアーは催行自体が許されるべきではない。(松田)
- 実験では、ルールを守り適正に利用することを条件に、一般供用していない大ループの利用を認めている。そのため、ルールを遵守しない協力引率者に対するペナルティについては、明確に示していく必要がある。(石井)
- 違反に対するペナルティを新たに設けたということは、今後管理者が実験を含めた制度運用について厳格に管理し主体的に対処していく意思の表明だと理解した。(秋葉)
- 突然実験自体が打ち切りになるかもしれない、という条件下で実験ツアー参加者を募るのは困難であるように感じる。仮に今回示されている引率者要件のもとで実験ツアーを行うのであれば、周知広報は広範化せずに最小限で行うべきである。(笠井)
- 集客を含めた実験ツアーの実施は、引率者の協力によってはじめて成立する。有償の公募ツアーとして集客や実施が困難な内容であれば、そもそも実験として成り立たないのではないか。(秋葉)
- 前回の実験で違反のあった協力引率者に対し、管理者から何らかの形で事後対応がなされていたのか。当該引率者が自身の違反について認知していないのであれば、次回の実験への参加要件を満たしていないことについて、説明できないのではないか。(寺山)
- 実施要領に示されているルールが適正に守られていなければ、一般供用を止めている大ループコースを特別に供することはできない、という施設管理上の大前提を協力引率者へ明確に示すべきである。(石井)
- 必要装備に関しては、単純に持参し忘れてしまうようなトラブルの発生が考えられる。円滑な実験の運用のため、予備の装備品を用意しておくなど何らかの形でフォローできるような仕組みを、知床ガイド協議会で検討してもよいかと考える。(笠井)

- 違反者への対処は、現場スタッフの対応のみで完結するものではない。言い分が食い違ったり、判断の難しい案件が発生したりする場合もある。現場でのチェック作業は厳格に行うが、事象の評価や最終的な処分は実験の実施主体が行うべきである。前回はそうした対応はなかったと記憶している。ルールを厳密に遵守させるためには、事務局としての関与が必要である。(秋葉)
- 前回実験は初回ということもあり、実施要領そのものにも潜在的な不備があり、こうしたものは実践によってはじめて明瞭になり、改善が進むものである。そのような意味でも前回の実施要領を前提に次回の参加可否を判断することには課題と考える。(秋葉)
- 事前説明会で前回の実験で発生した引率者要件に反する行為などを取り扱い、そういった違反に対する事務局としての考え方を示すべきである。そうした場合には、実施要領から削除してもよい引率者要件の文言があるかと考える。(古坂)
- 引率者要件にのみ実験中止について記載するのでは、引率者のトラブルを想定しているようで不適切では。「想定されていなかった状況が発生した場合には実験を終了する」といった包括的な文言を、引率者要件ではなく実施要領内の他項目箇所に記載しておく方がよいのではないか。(寺山)
- 実験が適正に行われなければ、現在の利用制度を変えられない旨を協力引率者全体に認識してもらい、実施要領内の「実験の検証方法と手順」の項に、ルールを遵守し適正に実験を実施させるような文言を記載し、引率者に協力を促すとよいかと考える。(松田)
- ✓ 本部会でいただいた意見をもとに、事務局で実施要領を整理させていただく。(茂木)

5) 平成 29 年度 知床五湖登録引率者審査部会会計報告 (●: 意見、✓: まとめ)

資料 5. 平成 29 年度知床五湖登録引率者審査部会決算書 (知床財団/秋葉)

平成 29 年度の審査部会会計決算の報告があり、承認された。

その他

新規養成研修で用いる教材について

- 研修で用いるヒグマ撃退スプレーは、トレーニング用のスプレーではなく、有効期限の切れた実物のスプレーを用いた方が、危険物であるスプレーをより慎重に扱わなければいけない、という意識付けに効果的である。(松田)
- これまでは安全管理の理由からトレーニング用のスプレーを用いていたが、事務局が期限の切れた実物を用いるべきとの要望であれば、現場での導入を検討したい。(寺山)

以上